二十三　法第四条第二項第一号に掲げる取引に際して確認を行ったときは、関連取引時確認に係る確認記録を検索するための当該関連取引時確認を行った日付その他の事項

第十条第一項中第十五号を第二十一号とし、第十四号を削り、同項第十三号中「及び当該代表者等」を「、当該代表者等」に改め、「関係」の下に「及び当該代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認めた理由」を加え、同号を同項第十五号とし、同号の次に次の五号を加える。

十六　顧客等（国等（人格のない社団又は財団を除く。）を除く。次号において同じ。）が取引を行う目的

十七　顧客等の職業又は事業の内容並びに顧客等が法人である場合にあっては、事業の内容の確認を行った方法及び書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項

十八　顧客等（国等を除く。）が法人であるときは、実質的支配者の有無並びにその確認を行った方法及び書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項

十九　実質的支配者があるときは、当該実質的支配者の本人特定事項並びにその確認を行った方法並びに本人確認書類及び補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類及び補完書類を特定するに足りる事項

二十　資産及び収入の状況の確認を行ったときは、当該確認を行った方法及び書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項

第十条第一項第十二号中「（みなし顧客等を除く。）」を削り、「本人特定事項」の下に「（顧客等が国等である場合にあっては、当該国等の名称、所在地その他の当該国等を特定するに足りる事項）」を加え、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第三条第三項又は第四項の規定により当該各項に規定する場所にあてて、取引関係文書を送付することにより本人確認を行った」を「本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより、第五条第三項若しくは第十一条第二項の規定により当該各項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は第五条第四項若しくは第十一条第三項の規定により第五条第四項第三号若しくは第十一条第三項第三号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付した」に、「場所の確認の際に提示を受けた書類」を「本人確認書類又は補完書類」に、「書類を」を「本人確認書類又は補完書類を」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「第三条第二項」を「本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより第五条第二項（第十一条第一項において準用する場合を含む。）」に、「確認の際に提示を受けた書類」を「本人確認書類又は補完書類」に、「書類を」を「本人確認書類又は補完書類を」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「本人確認の」を「顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認の」に改め、「本人確認書類」の下に「又は補完書類」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第八号中「本人確認」を「顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「本人確認」を「取引時確認」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七　第十三条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は本人確認書類若しくはその写し若しくは補完書類若しくはその写しの送付を受けたときは、当該提示又は当該送付を受けた日付

八　法第四条第一項第二号から第四号までに掲げる事項又は資産及び収入の状況の確認を行ったときは、確認を行った事項に応じ、確認を行った日付

第十条第二項中「本人確認記録」を「確認記録」に、「前項各号」を「同項各号」に改め、同条第三項中「第一項第十二号から第十六号まで」を「第一項第十四号から第十九号まで及び第二十一号から第二十三号まで」に、「本人確認記録」を「確認記録」に、「第一項第三号」を「同項第三号」に、「を別途記録し」を「の記録を別途作成し」に改め、同条を第十七条とする。

第九条の見出し中「本人確認記録」を「確認記録」に改め、同条第一号中「本人確認記録（次号に規定する添付資料を含む。第十一条第二項において同じ。）」を「確認記録」に改め、「（次号ロに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。）」を削り、同条第二号中「ハまで」を「ホまで」に、「応じて」を「応じ、それぞれ」に、「本人確認記録」を「文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（ロに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録」に改め、同号イ中「第三条第一項第一号ハ」を「第五条第一項第一号ハ（第十一条第一項において準用する場合を含む。）」に、「本人確認を」を「本人特定事項の確認を」に改め、同号ロ中「第三条第一項第一号ホからトまで」を「第五条第一項第一号ホからトまで（これらの規定を第十一条第一項において準用する場合を含む。）」に、「本人確認」を「本人特定事項の確認」に改め、同号ハ中「第三条第二項各号に掲げる書類」を「本人確認書類若しくは補完書類」に、「、同項」を「第五条第二項（第十一条第一項において準用する場合を含む。）」に、「若しくは本店」を「又は本店」に改め、「又は同条第三項若しくは第四項の規定により当該各項に規定する場所の確認を行ったとき」を削り、「確認に用いた書類」を「本人確認書類若しくは補完書類」に改め、同号に次のように加える。

ニ　本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより、第五条第三項若しくは第十一条第二項の規定により当該各項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は第五条第四項若しくは第十一条第三項の規定により第五条第四項第三号若しくは第十一条第三項第三号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したとき　当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

ホ　本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより第十三条第一項第二号に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

第九条に次の一項を加える。

2　前項第二号に掲げる方法において確認記録に添付した添付資料は、当該確認記録の一部とみなす。

第九条を第十六条とする。

第八条中「第十二条第九号」を「第十四条第六号」に改め、同条第六号中「第八条第一項第一号イ」を「第七条第一項第一号イ」に改め、同条第七号中「第二条第四号」を「第三条第四号」に改め、同条第九号中「第八条第一項第一号リ」を「第七条第一項第一号リ」に改め、同条第十号中「第八条第一項第一号カ」を「第七条第一項第一号カ」に改め、同条を第十五条とする。

第七条の見出し中「本人確認」を「取引時確認」に改め、同条第一項中「第十一条第一項に」を「第十三条第二項に」に、「みなし顧客等」を「その代表者等」に、「令第十二条第三号に掲げるもの」を「人格のない社団又は財団」に、「本人確認記録（住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他これらに準ずるものが記録されているものに限る。以下この条において同じ。）」を「確認記録」に、「第十四条第一号」を「第二十一条第一号」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号及び第二号中「本人確認記録」を「確認記録」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、特定事業者は、顧客等又は代表者等と面識がある場合その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることが明らかな場合は、当該顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認したものとすることができる。

第七条を第十四条とする。

第六条を次のように改める。

（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法）

第六条　法第四条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認の方法は、次の各号に掲げる方法とする。この場合において、同条第二項第一号に掲げる取引に際して当該確認（第一号に掲げる方法が第二号ロに掲げる方法によるもの（関連取引時確認が、同項に規定する取引に際して行われたものであって、第一号に掲げる方法が第二号ロに掲げる方法によるものである場合におけるものを除く。）を行うときは、関連取引時確認において用いた本人確認書類（その写しを用いたものを含む。）及び補完書類（その写しを用いたものを含む。）以外の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの少なくとも一を用いるものとする。

一　第五条又は第十一条に規定する方法